

○深浦町農林水産業施設等被災証明書交付要綱

令和6年7月3日告示第73号

深浦町農林水産業施設等被災証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務の一環として行う被災証明書の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象によって生じた災害をいう。

2 この告示において「被災証明書」とは、災害により被災した者（以下「被災者」という。）に対し、深浦町罹災証明書等交付要綱（令和3年深浦町告示第36号）第4条の規定による罹災証明書の交付対象とならない農林水産業施設等について、被災したことを証明するものをいう。

(被災証明書の交付申請等)

第3条 町長は、本町の区域内において災害が発生したときは、当該被災者からの申請に基づき、被災証明書を交付するものとする。

2 前項の被災証明書の交付を受けようとする者は、被災証明交付申請書（別記様式）に次の書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 被災の状況があきらかに判断できる写真
- (2) その他、町長が必要と認める書類

3 第1項の規定に基づき町長が交付する被災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(実地調査)

第4条 町長は、前条の規定により被災証明書の交付申請があったときは、当該申請書に記載された被災状況について実地調査するものとする。

2 前条第2項第1号の規定により添付された写真で被災状況が確認できるときは、
実地調査を省略することができる。

(被災証明書の交付)

第5条 町長は、前条に掲げる調査の結果、証明書を交付すべき者と認めるときは、
被災証明書(別記様式)を交付するものとする。

2 被災証明書を受領する者は、運転免許証など本人であることを証明する書類を提
示するものとする。

(被災証明書の交付の特例)

第6条 被災証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該様式
への証明をもって前条の交付に代えることができる。

(証明事項)

第7条 証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害の程度は判定しな
いものとする。

(証明手数料)

第8条 被災証明書の交付に係る手数料は、深浦町手数料徴収条例(平成17年深浦町
条例第64号)第7条第1項第4号の規定により免除とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、町長
が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

深浦町農林水産業被災証明書交付申請書

年 月 日

深浦町長 様

住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり被災したため、被災証明書の交付を申請します。

被災場所	深浦町大字
被災原因	
被災物件	
被災状況	
証明書の使用目的	
証明書の提出先	
添付資料	<input type="checkbox"/> 被災の状況があきらかに判断できる書類 <input type="checkbox"/> その他の書類（ ）

深浦町農林水産業被災証明書

上記の災害による被害については、事実と相違ないことを証明する。

年 月 日

深浦町長

印

※被害にあったことを証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。

※民事上の権利義務関係に、効力を有するものではありません。